

厚生労働大臣政務官

大沼みずほ様

国の施策等に関する
提案・要望書

(平成30年4月)

鳥取県

HACCP（ハサップ）による衛生管理の制度化について

《提案・要望の内容》

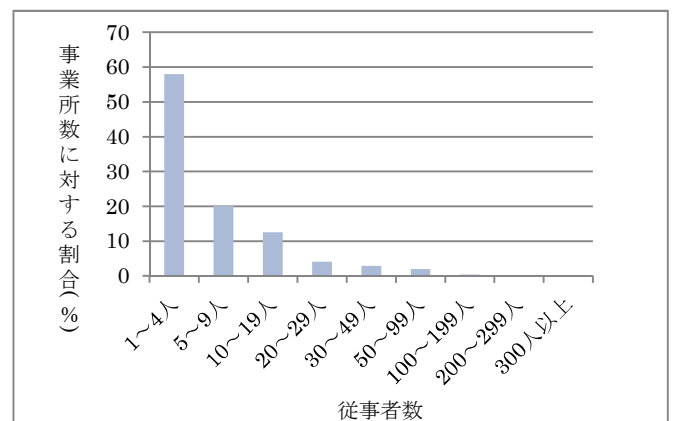
- HACCPによる衛生管理の制度化にあたっては、中小零細事業者の実態を十分考慮するとともに、都道府県等との協議を十分に行うこと。
- また、基準A、基準Bの対象となる事業者の範囲を早急に明らかにするとともに、十分な準備期間を設けること。

<背景>

- ・本県においては、平成17年から県版HACCP認定制度、研修会開催等を実施しHACCP導入を促してきたところであり、現在、製造業を中心に約70施設がHACCPによる衛生管理を実施するに至っている。
- ・しかしながら、HACCP導入事業者、研修会の参加者数を見ても、中小零細事業者へは十分に波及しておらず、今回の法改正によるHACCP制度の義務化の動き、今後必要となる作業等が十分に伝わっていない状況。
- ・県内の食品事業者の大半は中小零細事業者であり、これまで国から示されている基準A、基準Bの対象業種のいずれかが適用されるか判断できずに不安を募らせている事業者が多い。
（県内で菓子を製造する事業者（就労継続支援B型事業所）から、作業従事者が20名を超えているため、小規模事業者に適用される基準Bではなく厳しい基準Aの対象となる可能性があると憂慮され、「HACCP義務化により廃業を余儀なくされる」と今後を不安視する声が出ている。）
- ・中小零細事業者が円滑にHACCPによる衛生管理を導入するためには、業種、事業形態等毎に研修会等を実施していくことが必要であり、早期にA基準、B基準の事業者の範囲の提示、また事業者が対応等を行うに十分な準備期間が必要である。

【参考】鳥取県の対象事業者の状況

食料品製造業等の事業所数：5,639事業所
(平成26年経済センサス基礎調査 事業所に関する集計より)



薬剤師の地域偏在解消及び定着対策について

《提案・要望の内容》

- 薬剤師に求められる役割が広がる一方で、地域間の薬剤師偏在により、人材確保が難しい状況であることから、薬剤師が不足している地域（特に薬科大学未設置県）への定着対策を講じること。

- ※ 平成 28 年医師・歯科医師・薬剤師調査（厚生労働省実施）によると、都道府県ごとの人口 10 万人対薬剤師数は、最大の徳島県（220.9 人）と最小の沖縄県（134.7 人）で 1.64 倍程度の開きがあり、さらにこの開きは薬学部 6 年制卒業（平成 24 年）以降、経年的に大きくなっている。
- ※ 病院における病棟薬剤師管理業務や院内感染防止等の様々な業務への参画、薬局における在宅医療や地域包括ケアシステムへの参画、地域住民への健康相談窓口としての機能強化などに伴い、薬剤師に求められる役割が広がり、需要が高まっている。
- ※ 本県には薬学部設置大学がないことから、県外に進学せざるを得ず、そのまま県外に就職する者が多い実情があり、従前より慢性的に不足感が強く、積極的に薬剤師確保の取組を進めているものの、さらに悪化の傾向にある。

<参考>

1. 人口 10 万人対薬剤師数等（平成 24 年以降）（※）

	最大	最小	最大／最小	全国平均	鳥取県 (順位)	県内の 薬剤師総数
H24年12月	徳島県 (199.5 人)	沖縄県 (125.3 人)	1.59 倍	161.3 人	152.4 人 (22 位)	1,082 人
H26年12月	徳島県 (210.9 人)	沖縄県 (131.0 人)	1.61 倍	170.0 人	159.8 人 (22 位)	1,091 人
H28年12月	徳島県 (220.9 人)	沖縄県 (134.7 人)	1.64 倍	181.3 人	168.4 人 (27 位)	1,134 人

(※)本数値は、厚生労働省が隔年で実施する医師・歯科医師・薬剤師調査から引用

2. 近年の薬剤師国家試験合格者数（平成 24 年以降）

	国家試験 合格者(全国)	合格率	鳥取県合格者	備考
H24年3月	8,641 人	88.3%	33 人	薬学部 6 年制課程 卒業生初の国家試験
H25年3月	8,929 人	79.1%	43 人	—
H26年3月	7,312 人	60.8%	30 人	—
H27年3月	9,044 人	63.1%	36 人	—
H28年3月	11,488 人	76.9%	47 人	合格基準変更 (相対基準導入)
H29年3月	9,479 人	71.6%	40 人	—

3. 鳥取県内の薬剤師の不足状況（平成 28 年 9 月調査）

	H28.9 調査			前回(H26.10)調査		
	病院	薬局	計	病院	薬局	計
早急(1年以内)	41 人	87 人	128 人	42 人	65 人	107 人
将来的(5年以内)	32 人	95 人	127 人	39 人	84 人	123 人
計	73 人	182 人	255 人	81 人	149 人	230 人

※「早急(1年以内)に必要な人数」、「将来的(5年以内)に必要な人数」のいずれも前回調査（平成 26 年）を上回る結果となっている。

平成30年度地域医療介護総合確保基金の重点配分について

《提案・要望の内容》

○鳥取県では、地域医療構想の実現に向けた取り組みを進めており、県東部圏域における県立中央病院及び鳥取赤十字病院の施設整備並びに県中部圏域における県立厚生病院の施設整備は、本県の病床の機能分化・連携の推進に必要であるため、地域医療介護総合確保基金（医療分）を重点配分すること。

※鳥取赤十字病院及び県立厚生病院は、圏域内のがん医療の機能集約を、県立中央病院は心臓疾患・脳卒中の機能集約を図り、病床の機能分化等を進めるものであり、いずれの事業も地域医療構想調整会議で議論され、了承を得ている。（県立中央病院は平成28年度及び29年度に基金活用が認められており、平成30年度が最終年度。（工期：3年））

○病床の機能分化・連携を促進するため、在宅医療の推進や医療人材の確保についても、十分な財源を配分すること。

○地域医療介護総合確保基金は、地域あるいは医療機関毎に異なる課題に対応する必要があり、各々の実情に応じて創意工夫できる仕組みが必要であることから、事業区分間の額の調整ができるよう柔軟な運用を認めること。

<参 考>

○平成30年度の国への要望額 14.6億円

【事業区分別】

事業区分	国への 要望額	(参考)平成29年度	
		国への要望額	配分額
I. 地域医療構想の達成に向けた事業	11.1億円	21.0億円	21.0億円
II. 居宅等における医療の提供に関する事業	0.1億円	1.0億円	0.1億円
III. 医療従事者の確保に関する事業	3.4億円	5.4億円	3.0億円
計	14.6億円	27.4億円	24.1億円

※「I. 地域医療構想の達成に向けた事業」の区分に、県立中央病院（2.9億円）、鳥取赤十字病院（3.3億円）、県立厚生病院（0.8億円）の要望額が含まれる。

○平成30年度の事業区分Iの配分方針（H30.2.2付けの厚生労働省の事務連絡）

- 事業区分Iに重点的に配分を行うこととし、地域医療構想調整会議において調整を行い、具体的な整備計画が定まった事業を優先して配分額の調整を行う。